

○施設基準届出（令和 6（2024）年 7 月 1 日現在）

【基本診療科】

- ・ 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料 1）
- ・ 臨床研修病院入院診療加算（基幹型）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 超急性期脳卒中加算
- ・ 診療録管理体制加算 2
- ・ 医師事務作業補助体制加算 1（1.5対1）
- ・ 急性期看護補助体制加算 2.5対1（看護補助者 5割以上）
 - 夜間 1.0対1 急性期看護補助体制加算
 - 注 3 夜間看護体制加算
- ・ 療養環境加算
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算
- ・ 栄養サポートチーム加算
- ・ 医療安全対策加算 1
- ・ 医療安全対策地域連携加算 1
- ・ 感染対策向上加算 1
 - 注 2 指導強化加算
- ・ 患者サポート体制充実加算
- ・ 重症患者初期支援充実加算
- ・ 術後疼痛管理チーム加算
- ・ 後発医薬品使用体制加算 2
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ 病棟薬剤業務実施加算 2（SCU）
- ・ データ提出加算 2
- ・ 入退院支援加算 1
 - 注 8 総合機能評価加算
- ・ 認知症ケア加算 3
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 特定集中治療室管理料 3
- ・ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ・ 医療 DX 推進体制整備加算

- ・ 入院時食事療養（I）/入院時生活療養（I）

【特掲診療科】

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5 遠隔モニタリング加算
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・二次性骨折予防継続管理料(1)
- ・二次性骨折予防継続管理料(3)
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料の注3 救急搬送看護体制加算1
- ・ニコチン依存症管理料
- ・療養・就労両立支援指導料の注3 相談支援加算
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- ・検体検査管理加算(IV)
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・遠隔脳波診断(送信側)
- ・神経学的検査
- ・画像診断管理加算1
- ・画像診断管理加算2
- ・遠隔画像診断
- ・ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・冠動脈CT撮影加算
- ・血流予備量比コンピューター断層撮
- ・心臓MRI撮影加算
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・無菌製剤処理料
- ・心大血管疾患リハビリテーション料1
- ・脳血管疾患リハビリテーション料1
- ・運動器リハビリテーション料1
- ・呼吸器リハビリテーション料1
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・静脈圧迫処置(慢性静脈不全に対するもの)
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算

- ・ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・ 慢性維持透析濾過加算
- ・ 組織拡張器による再建手術（一連につき）〔乳房（再建手術）の場合に限る。〕
- ・ 後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・ 椎間板内酵素注入療法
- ・ 緊急穿頭血腫除去術
- ・ 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- ・ 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ・ ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
- ・ 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・ 胸腔鏡下弁形成術
- ・ 胸腔鏡下弁置換術
- ・ 不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカー）及びペースメーカー交換術
- ・ 両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- ・ 植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極除去術
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- ・ 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・ 大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）
- ・ 経皮的下肢動脈形成術
- ・ 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- ・ 輸血管理料（Ⅱ）
- ・ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ・ 麻酔管理料（Ⅰ）

- ・ 看護職員処遇改善評価料
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料

以 上